

除雪ローダ（8 t 級、車輪式、除雪用バケット付）仕様書

令和6年度

## 除雪ローダ（8 t 級、車輪式、除雪用バケット付）仕様書

### 概 要

この仕様書は、除雪ローダ（8 t 級、車輪式、除雪用バケット付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

### 1. 性 能 （JCMAS T007 性能試験）

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 除雪幅          | 2.3 m 以上              |
| (2) 除雪能力（バケット容量） | 1.3 m <sup>3</sup> 以上 |
| (3) 走行速度（前進）     | 30 km/h 以上            |
| （後進）             | 30 km/h 以上            |
| (4) 最大けん引力       | 54.0 kN 以上            |
| (5) 騒音レベル        | 国土交通省低騒音型建設機械指定機      |

### 2. 主要諸元

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| (1) 全 長（走行時）  | 6,500 mm 以下                |
| (2) 全 幅（車両単体）   | 2,300 mm 以下                |
| (3) 全 高（黄色灯火上端まで）                                     | 3,500 mm 以下                |
| (4) 最低地上高   | 300 mm 以上                  |
| (5) 車両総質量   | 6,800 kg 以上 ~ 10,000 kg 未満 |
| なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。 |                            |
| (6) 最小回転半径（最外側車輪中心）                                   | 5.0 m 以下                   |
| (7) 乗車定員  | 2 人                        |

### 3. 車 体

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 機 関    |                           |
| 形 式        | 水冷、ディーゼル機関                |
| 定格出力       | 58 kW 以上                  |
| (2) 動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする |
| (3) タイヤ    |                           |
| 形 式        | ラグタイヤ又はスノータイヤ             |

- (4) かじ取装置  
形 式 車体屈折式
- (5) 運転室  
構 造 全鋼製密閉形  
窓 (前・後)冬用ワイパーブレード付  
(前) 熱線入り合わせガラス

#### 4. 除雪装置

- (1) 形 式 除雪用バケット
- (2) 能 力 (バケット容量) 1.3 m<sup>3</sup> 以上

#### 5. 計器類

- (1) 速度計又は機関回転計 1 式
- (2) 燃料計 1 式
- (3) アワーメータ 1 式
- (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式
- (5) 水温計 1 式
- (6) 充電警告灯 1 式

#### 6. 照明装置類

- (1) 前方作業灯 2 灯以上
- (2) 後方作業灯 2 灯
- (3) 黄色灯火 (散光式) 全幅 1,100mm 以上 1 灯

#### 7. 付属装置及び付属品

##### 7-1 車両総質量に含むもの

- (1) バックブザー 1 式
- (2) エアコン (外気フィルタ) 1 式
- (3) ウインドウォッシャー (電動式) 1 式
- (4) 標識板 (300×570mm 以上、車体後部取付) 1 式
- (5) アンダーミラー (後) 1 式
- (6) 運行記録計 1 式
- (7) タイヤチェーン 1 式
- (8) 振動抑制装置 1 式
- (9) 床マット 1 式
- (10) 反転エッジ 1 式

##### 7-2 車両総質量に含まないもの

- (1) 標準付属工具 1 式

(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部

## 8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

## 9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

## 10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

## 11. その他の事項

### 11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

### 11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

### 11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

### 11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。